



宮 監 公 表 第 34 号
平成 29 年 11 月 30 日

宮 崎 市 監 査 委 員
宮 崎 市 監 査 委 員
宮 崎 市 監 査 委 員
宮 崎 市 監 査 委 員

梶 谷 欣 也
神 戸 洋 一 郎
伊 地 知 義 友
日 高 あ き び



定期監査結果の公表について

地方自治法第199条の規定に基づく定期監査の結果を次のとおり公表します。

記

1 監査の対象

環境部(環境保全課、環境業務課、廃棄物対策課)の平成28年度及び平成29年4月1日から7月31日までの財務に関する事務の執行

2 監査の場所

監査室及び関係各課

3 監査の実施期間

平成29年10月2日から平成29年11月20日まで

4 監査の方法

環境部各課の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、関係帳簿及び書類の照合・確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取し実施した。

5 監査の結果

- (1) 環境業務課及び廃棄物対策課については、適正かつ効率的に執行されていると認めた。また、環境保全課については、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認めたが、次のとおり改善を要する事項(指摘事項)があった。今後、適正な事務の執行に努められたい。

(環境保全課)

①河川浄化等推進員報告用切手・ハガキの郵便切手の管理について、次のような不備があった。

- イ. 10円切手について、実査日(平成29年10月5日)において保管されていた枚数が10枚であるにもかかわらず、郵便切手類出納簿の受払いの記録は平成29年6月7日以降の受払いが記載されておらず、現在高は316枚となっていた。
- ロ. 52円ハガキについて、実査日(平成29年10月5日)において保管されていた枚数が36枚であるにもかかわらず、郵便切手類出納簿の受払いの記録は平成29年4月6日以降の受払いが記載されておらず、現在高は318枚となっていた。
- ハ. 平成29年4月6日の現在高661枚から306枚を払い出していることから、現在高を355枚とすべきところ318枚と誤って記載していた。
- ニ. 切手やハガキは、鍵のかかる金庫等で保管すべきところ、鍵のかからない机の引き出しで保管していた。

②平成 28 年度旧宮崎市立共同利用施設譲渡円滑化事業補助金(電気・上下水道料金)に係る電気使用料について、補助金の対象経費は電気使用料のみにもかかわらず、支払い遅延により延滞利息が発生したため誤って延滞利息を含めた額で交付額の確定が行われており、結果として、延滞利息分が多く支払われていた。

イ. 源藤センター9月分の電気料金(2件):延滞利息(50円、54円)

ロ. 田吉センター10月分の電気料金(2件):延滞利息(28円、94円)

ハ. 西山崎センター6月分の電気料金(2件):延滞利息(11円、9円)

ニ. ニュータウン飛鳥センター7月分の電気料金(1件):延滞利息(53円)

(2) 監査の過程において改善が望まれる事項が見受けられたので、以下のとおり意見を付す。

(環境業務課)

①自動車等管理規程に定める、あるいは環境業務課で独自に定めた運転日誌及び日常点検結果表について、決裁漏れや点検記録の未記入・誤記入が散見された。

車両の安全確保を図る観点から日常の点検整理の重要性を再認識の上、職員への周知徹底を図り適正な使用管理に努められたい。